令和元年５月

紅屋商事（カブセンター）との取引について

１．取引形態　買取
２．値引き販売　賞味期限日が迫ってきた場合は、販売店の判断に置いて値引き販売することがあります。
３．不良品等　基本的に現品での再納品となります。
４．商品送料　別途送料の請求はできませんので、あらかじめご了承ください。

～発注から請求まで～

発　　注（発注日は、原則月曜日となります）

１．カブセンターが協会に発注する。
２．協会から、各メーカーに発注をする。(FAX 連絡)
３．発注を受けたメーカーは、内容を確認し、①店着日（の納品日)、②納品方法を記入し、即日中に協会に返信 FAX をする。

納　　品

１．メーカーからカブセンター各店舗へ直納

納品伝票

１．カブセンター店舗宛・・自社伝票（若しくは仮伝票）に取引価格は記載せず、①社名　②商品名　③納品個数を記載し、商品に同梱する。
２．（公社）青森県物産振興協会宛・・同様の納品書を協会宛にＦＡＸする。
※発送は不要です。

請 求 書

（公社）青森県物産振興協会宛・・月末締めで、翌月３日までに協会宛にＦＡＸしてから、原本を送付する。
※請求書が到着しない場合は、翌月の決済になる場合があります。発行が遅れる場合は御連絡ください。

～精算について～

決 済 日

月末締めの翌月末日払い（決済基準日は、納品日となります）

そ の 他

振込に係る金融機関の手数料は、精算額から差し引いて送金します。

公益社団法人青森県物産振興協会